

# 芦北町新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年7月

## 目 次

I	はじめに.....	3
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	5
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略.....	5
II-2	対策の基本的考え方.....	6
II-3	発生段階.....	7
II-4	組織体制.....	9
II-5	対策推進のための役割分担.....	12
II-6	予防接種について.....	14
III	各段階における対策.....	18
III-1	未発生期.....	19
1	実施体制.....	19
2	情報収集・共有.....	19
3	予防・まん延防止.....	20
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	21
III-2	海外発生期.....	23
1	実施体制.....	23
2	情報収集・共有.....	23
3	予防・まん延防止.....	23
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	24
III-3	県内未発生期.....	25
1	実施体制.....	25
2	情報収集・共有.....	25
3	予防・まん延防止.....	26
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保.....	26
III-4	県内発生早期.....	28
1	実施体制.....	28
2	情報収集・共有.....	28
3	予防・まん延防止.....	29

4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	29
Ⅲ－5	県内感染期	31
1	実施体制	31
2	情報収集・共有	31
3	予防・まん延防止	32
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	32
Ⅲ－6	小康期	34
1	実施体制	34
2	情報収集・共有	34
3	予防・まん延防止	35
4	町民の生活及び町民経済の安定の確保	35
	参考資料（芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例）	36
	用語解説	37

## I はじめに

### 新型インフルエンザの概要

新型インフルエンザは毎年流行している季節性のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫（抵抗力）を持っていません。

このため、一度発生すると感染は急速に拡大し、世界的大流行（パンデミック）となります。20世紀はじめに流行し、世界で4千万人、日本でも40万人の方が死亡した通称「スペインかぜ」も新型インフルエンザでした。

平成21年（2009年）にメキシコで発生した豚由来の新型インフルエンザA（H1N1）は強毒性ではなかったものの、日本では発生から1年で約2千万人が罹患し、熊本県でも約34万人の患者が発生しました。

### 発生前からの対策が重要

このような新型インフルエンザの発生を阻止することや、発生の時期を正確に予測することは、現在の科学技術では困難です。また、発生すると短期間でパンデミックを引き起こすことを考えると、発生前から地域での感染（まん延）を想定した具体的な対策を進めておくことが重要です。このことは、予め対策を検討しておくことで諸外国と比較して健康被害が低い水準に留まった前回の日本における新型インフルエンザ対策が物語っています。

### 町の計画を見直しました

本町では、芦北町新型インフルエンザ対策行動計画を平成21年10月に策定しています。今回の見直しは、平成25年4月に施行された新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特別措置法」という。）及び平成25年12月作成の熊本県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「県行動計画」という。）に基づくものです。特別措置法では、新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象としているため、名称に「等」を加え、「芦北町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）」としました。町行動計画には、町の新型インフルエンザ等対策の基本方針や、未発生期から小康期に至る各段階の具体的な対策を示すとともに、指定地方公共機関や特定接種、町民への予防接種、緊急事態宣言時の対応など新たな内容を盛り込んでいます。

#### 関係機関の協力、町民等の役割

新型インフルエンザ等の対策を推進するためには、県や市町村など公的機関はもちろん、医療機関や医療関係団体をはじめとした関係機関をはじめ、ライフラインを担う事業者の協力が不可欠です。また、町民をはじめ一般の事業者も職場や学校、家庭での日常的な感染予防に努めていただくことも重要です。

#### 計画の見直し

今後は、この計画に基づき、新型インフルエンザ等対策を推進するとともに、関係者の意見・提案を踏まえ適時見直しを行っていきます。

## Ⅱ 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### Ⅱ－１ 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じることとします。

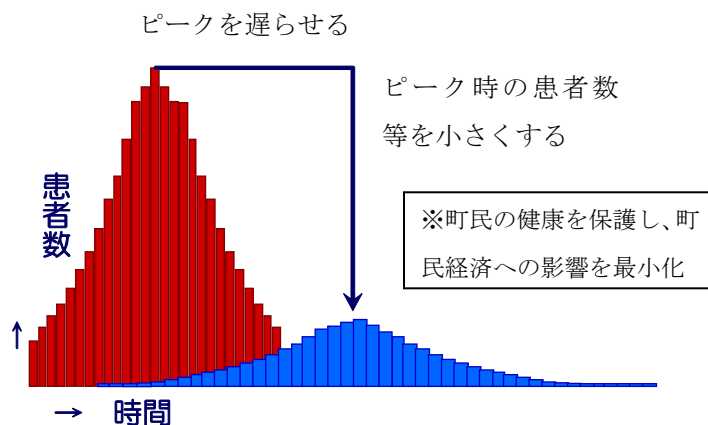
#### 1 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制等を整備するための時間を確保します。
- ・流行のピーク時の患者数をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減します。
- ・医療体制の強化を図り、患者数が医療提供の限界を超えないようにするとともに、適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減らします。

#### 2 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減らします。
- ・診療継続計画又は事業継続計画の作成・実施等により、医療の提供の業務並びに町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努めます。

対策の効果（概念図）



## Ⅱ－２ 対策の基本的考え方

### １ 病原性等の程度に応じた対策の実施

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があります。そのため、町行動計画には、病原性が高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示します。

また、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等の病原体の特徴、流行状況等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが町民生活及び町民経済に与える影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

### ２ 状況に応じた対策の切り替え

発生前の段階では、実施体制の構築、地域における医療体制の整備、発生に備えた訓練や町民に対する啓発、事業所等における事業継続計画の策定等を行うことにより周到な準備を進めます。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施しますが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えます。

また、状況の進展に応じて、対策の効果を検証し、有効性の低下した対策については、縮小・中止を図るなどの見直しを行います。

## Ⅱ－3 発生段階

新型インフルエンザ等の対策の実施にあたっては、発生の状況に応じて切れ目なく的確に対策をとる必要があることから、事前に準備を進め、状況の変化に即応して迅速に意思決定を行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階で想定される状況とその対策を定めることとします。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生早期、感染期、そして小康状態に至るまでを、実情に応じて5つの発生段階に分類されています。

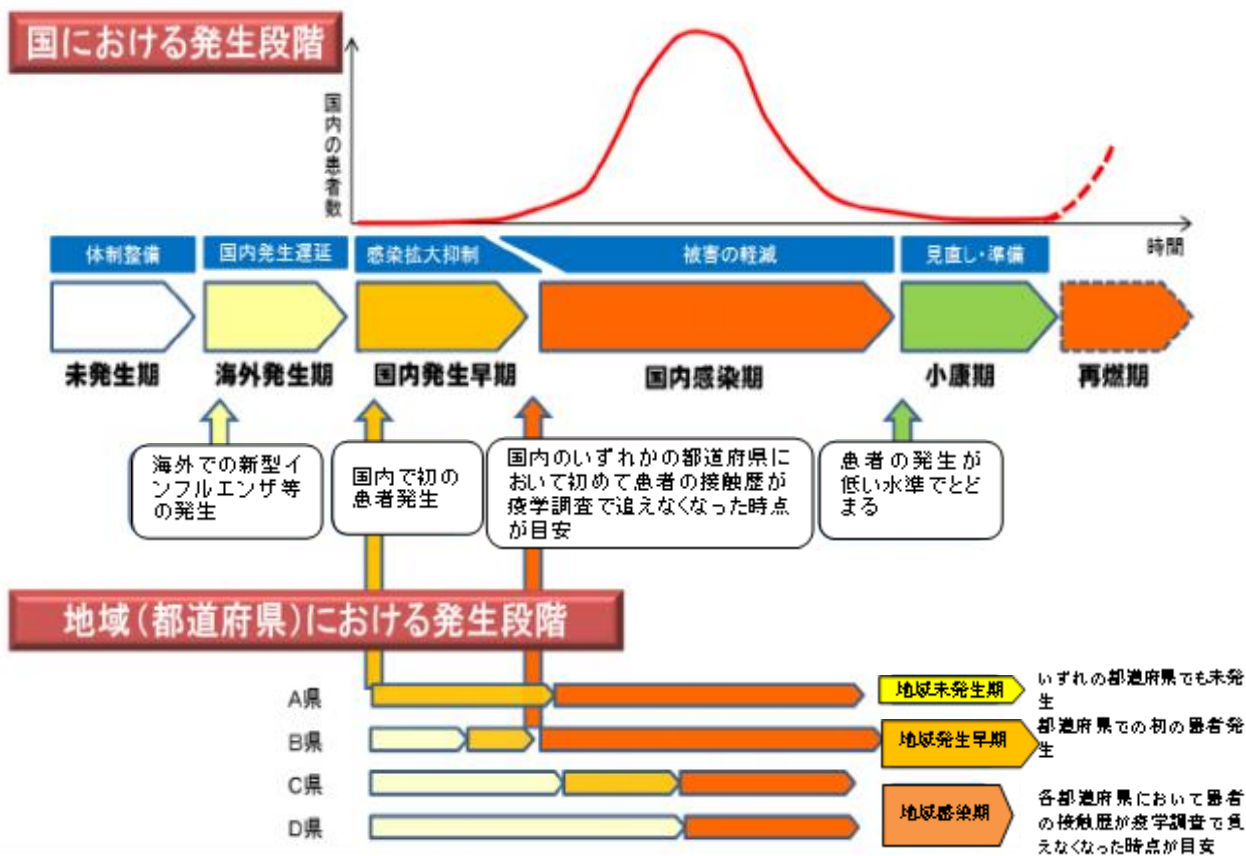
一方で、各地域における発生状況は様々であり、その状況に応じて柔軟に対応する必要があることから、県行動計画では、発生段階を次の6段階に定めています。その移行については、県内での発生状況等を踏まえて、県が判断することとされています。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないことに留意します。

政府行動計画	町行動計画（県行動計画と同じ）	
【未発生期】	【未発生期】	新型インフルエンザが発生していない状態
【海外発生期】	【海外発生期】	海外で新型インフルエンザが発生した状態
【国内発生早期】	【県内未発生期】	本県において患者が発生していない状態
	【県内発生早期】	本県において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査※で追える状態
【国内感染期】	【県内感染期】	本県において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
【小康期】	【小康期】	患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

※ 感染症が発生した際に、その状況・動向・原因などの全体像を調査することです。感染者や接触者を調査し、感染減・感染経路の特定を行うことで、感染の拡大防止対策に役立てます。





## Ⅱ-4 組織体制

### 1 芦北町新型インフルエンザ等対策推進会議及び芦北町新型インフルエンザ等対策本部

- (1) 全庁的、総合的に取組みを進める必要があるため、未発生期から課長会議を枠組みとする「芦北町新型インフルエンザ等対策推進会議（以下「推進会議」という。）」のもとで新型インフルエンザ等対策を進めます。
- (2) 推進会議は、新型インフルエンザ等が発生した時点で特別措置法に基づき設置される「芦北町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）」に業務を引き継ぎます。
- (3) 対策本部における具体的な対策の決定等に際して、医学、公衆衛生の専門的な見地から意見・助言を求める会議等を必要に応じて設置します。
- (4) 町内の医療機関、消防、警察、学校、企業等の関係機関で情報の共有、連携等を行うため、会議を必要に応じて設置します。

### 2 対策本部

新型インフルエンザ等が町内に発生する恐れがある場合（県内発生早期）、又は、「緊急事態宣言」がされた場合に、町長を「本部長」、副町長を「副本部長」として、「町対策本部」を設置し、本部長は対策本部の会議を開催して、発生時の初動対応及び感染拡大防止対策等速やかに行います。

本部長	町長
副本部長	副町長
本部員	教育長、総務課長、企画財政課長、税務課長、住民生活課長 福祉課長、農林水産課長、商工観光課長、建設課長、上下水道課長、基幹支所長、議会事務局長、農業委員会事務局長、教育課長、生涯学習課長、会計管理者、消防長

### 3 対策部

新型インフルエンザ等の対策を推進するために対策本部に別表に掲げる対策部を設置し、同表に掲げる事項を処理します。

別表

対策部名	班名（班員）	事務分掌
<p>総務対策部 長：総務課長 副：企画財政課 長・田浦基幹支 所長・議会事務 局長</p>	<p>総務班 広報班 財政班 (総務課、企画財政 課、田浦基幹支所、 議会事務局の各職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部の運営に関する事。</li> <li>2 広報活動に関する事。</li> <li>3 各課の業務継続計画の取りまとめに関する事。</li> <li>4 職員の健康管理、安全対策及び配置に関する事。</li> <li>5 公用車の配置及び管理に関する事。</li> <li>6 感染被害報告の取りまとめに関する事。</li> <li>7 地区との連絡調整に関する事。</li> <li>8 災害用非常食の備蓄及び提供に関する事。</li> <li>9 対策経費の予算措置に関する事。</li> <li>10 所管事務の業務継続計画に関する事。</li> </ol>
<p>厚生対策部 長：住民生活課長 副：住民生活課長 補佐・健康づく り推進室長</p>	<p>緊急連絡班 環境衛生班 介護保険班 総合窓口班 (住民生活課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国・県との医療体制の連絡調整に関する事。</li> <li>2 発熱相談センター、医療・保健機関及び感染世帯との連絡調整に関する事。</li> <li>3 相談窓口及び情報収集に関する事。</li> <li>4 一般廃棄物処理及び防疫に関する事。</li> <li>5 感染性廃棄物の処理に関する事。</li> <li>6 し尿処理に関する事。</li> <li>7 食品衛生に関する事。</li> <li>8 介護保険施設の事業継続等連絡調整に関する事。</li> <li>9 埋火葬の許可に関する事。</li> <li>10 火葬場使用に関する広域行政事務組合との連絡調整に関する事。</li> <li>11 所管事務の業務継続計画に関する事。</li> </ol>
<p>福祉対策部 長：福祉課長 副：福祉課長補佐</p>	<p>福祉班 (福祉課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 要援護者の支援(把握・連絡調整)に関する事。</li> <li>2 老人福祉施設の事業継続等連絡調整に関する事。</li> <li>3 身障者福祉施設の事業継続等連絡調整に関する事。</li> <li>4 児童福祉施設の事業継続等連絡調整に関する事。</li> <li>5 児童公園施設等の衛生管理に関する事。</li> <li>6 所管事務の業務継続計画に関する事。</li> </ol>

<p>農林水産対策部 長：農林水産課長 副：農業委員会事務局局長</p>	<p>農林水産班 (農林水産課、農業委員会 の各職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農・海産物食品の安定供給に関すること。</li> <li>2 感染被害世帯に対する食料品の配送に関すること。</li> <li>3 農産物販売施設等関連施設の事業継続等連絡調整に関すること。</li> <li>4 家畜伝染病防疫対策に関すること。</li> <li>5 農村公園施設等の衛生管理に関すること。</li> <li>6 所管事務の業務継続計画に関すること。</li> </ol>
<p>商工観光対策部 長：商工観光課長 副：商工観光課長補佐</p>	<p>商工観光班 (商工観光課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 商工業事業所等の事業継続及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 観光施設等の事業継続等連絡調整に関すること。</li> <li>3 公園施設等の衛生管理に関すること。</li> <li>4 一般流通商品の供給に関すること。</li> <li>5 事業、イベント等の自粛に関すること。</li> <li>6 所管事務の業務継続計画に関すること。</li> </ol>
<p>輸送対策部 長：建設課長 副：税務課長</p>	<p>輸送安置班 (建設課、税務課の各職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 発生地域に対する道路網の円滑な通行の確保に関すること。</li> <li>2 県の要請による感染者の移送、遺体の搬送及び一時安置に関すること。</li> <li>3 所管事務の業務継続計画に関すること。</li> </ol>
<p>文教対策部 長：教育課長 副：生涯学習課長</p>	<p>学校教育班 生涯学習班 (教育課、生涯学習課 の各職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 学校新型インフルエンザ対応行動計画に関すること。</li> <li>2 社会教育・体育施設の一時閉鎖等利用計画及び衛生管理に関すること。</li> <li>3 事業、イベント等の自粛に関すること。</li> <li>4 所管事務の業務継続計画に関すること。</li> </ol>
<p>上下水道対策部 長：上下水道課長 副：上下水道課長補佐</p>	<p>水道班 下水道班 (上下水道課の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 飲料水の確保及び供給に関すること。</li> <li>2 上水道、簡易水道施設の安全管理に関すること。</li> <li>3 所管事務の業務継続計画に関すること。</li> </ol>
<p>出納対策部 長：会計管理者 副：会計係長</p>	<p>出納班 (会計室の職員)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染被害に要する出納に関すること。</li> <li>2 所管事務の業務継続計画に関すること。</li> </ol>

## Ⅱ－５ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たっての関係機関等の基本的な役割を以下のとおりとします。

### 1 国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体としての体制を整備する責務を有します。

### 2 県の役割

特別措置法及び感染症法に基づく措置の実施主体として、国が定める基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に関し迅速かつ的確な対応を行います。

そのため、発生前においては、県行動計画等の作成・見直しを行うとともに、市町村行動計画、指定地方公共機関の業務計画作成等を支援し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進します。発生時には、市町村、指定地方公共機関等と連携協力しながら対策を推進します。

### 3 市町村の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、国が定める基本的対処方針に基づき、住民に対するワクチン接種や住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援等の対策を実施します。

対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図ります。

### 4 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策等を推進し地域医療体制の確保に取り組みます。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても、医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画の策定を進めます。

なお、発生時には、診療継続計画に基づき、発生状況に応じて、医療を提供します。

## 5 指定地方公共機関の役割

指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有します。

なお、発生前において、県行動計画に基づき、業務計画を作成するとともに発生時には作成した業務計画に基づき対策を実施します。

## 6 登録事業者の役割

特別措置法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行います。

登録事業者は、新型インフルエンザ等の発生時には、その事業を継続します。

## 7 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行います。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、劇場、遊興施設、百貨店等多数の者が集まる事業を行う事業者については、感染防止のための措置を徹底します。

## 8 個人の役割

普段から、国や県、町が新型インフルエンザ等に関して発信する情報に留意するとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の個人における感染対策を実践します。また、発生時に備えて、各自食料品・生活必需品等の備蓄を行います。

さらに、発生時には、発生状況や実施されている予防接種などの対策等についての情報に留意し、感染拡大を抑えるための個人における対策を実施します。

## Ⅱ－6 予防接種について

### 1 ワクチン接種の効果

ワクチンを接種し、個人の発症や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数を減少させることにより、医療の提供が可能な範囲内に収めるよう努めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながります。

### 2 特定接種

#### (1) 特定接種とは

特別措置法第28条に基づき、政府対策本部長が「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」緊急に必要があると認めるときに、臨時に予防接種を行います。特定接種の対象は、以下の者とされています。

- ① 登録事業者の業務に従事する者
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

#### (2) 特定接種の接種体制

登録事業者の特定接種対象者及び新型インフルエンザ等対策に携わる国家公務員については、国を実施主体とし、新型インフルエンザ等対策に携わる地方公務員については、その所属する県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施します。

そのため、接種が円滑に行えるよう、未発生期から接種体制の構築を図ります。

### 3 住民接種

#### (1) 住民接種とは

##### ① 種類

緊急事態宣言が行われている場合については、町は、特別措置法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行います。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、町は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行います。接種費用は、原則接種者負担で実施します（経済的理由により接種費用を負担することができないと認めた者に対し接種費用の減免措置を行うことがあります）

す)。

## ② 対象者の区分

住民接種の接種順位については、以下の4つのグループに分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本として国が決定します。

ア 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者

- ・基礎疾患を有する者
- ・妊婦

イ 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

ウ 成人・若年者

エ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられるグループ（65歳以上の者）

## ③ 接種順位の考え方

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点をおいた考え方、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方などがあり、それぞれについて以下のような基本的な考え方を踏まえ、国が決定します。

ア 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 成人・若年者 iii 小児 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)

i 医学的ハイリスク者 ii 高齢者 iii 小児 iv 成人・若年者

イ 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

○成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 成人・若年者 iv 高齢者

○高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)



- i 小児 ii 医学的ハイリスク者 iii 高齢者 iv 成人・若年者
- ウ 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
  - 成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
    - i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 成人・若年者 iv 高齢者
  - 高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
    - i 医学的ハイリスク者 ii 小児 iii 高齢者 iv 成人・若年者

## (2) 住民接種の接種体制

### ① 未発生期における接種体制の構築

- ア 住民接種については、原則として集団的接種により接種を実施します。そのため、県と連携し、接種が円滑に行えるよう接種体制を構築します。
- イ 町内の人口データ等を参考にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。
- ウ 町は、ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項などに留意し、水俣市芦北郡医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。
  - ・医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - ・接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等の公的な施設）
  - ・接種に要する器具等の確保
  - ・接種に関する町民への周知方法（予約方法等）

### ② 接種対象者

原則として町の区域に居住する者を対象者とします。なお、町内に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院患者等に対しても、接種をする場合があります。

### ③ 医療従事者の確保

町は、県及び水俣市芦北郡医師会等の協力を得て、医療従事者の確保を図ります。

### ④ 実施会場の確保

町は、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保します。

(参考：住民接種の比較)

	パンデミックワクチン		平成21年度の新型インフルエンザワクチン接種事業
	緊急事態宣言有り	緊急事態宣言無し	
考え方	○病原性の非常に高いおそれがある新型インフルエンザ等の発生により、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済が著しい混乱に陥るような状況を回避するため。	○病原性の高くない新型インフルエンザの発生時に、発病や重症化防止を図るため。	○死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保するため。
対象者	全国民		全国民
特措法上の位置づけ	第46条 (住民に対する予防接種)		
予防接種法上の位置づけ	臨時接種(第6条第1項)	新臨時接種(第6条第3項) ※平成23年7月施行	
実施主体	市町村		国
接種費用	公費負担	自己負担	自己負担
接種方式	原則として集団的接種		原則として個別接種
接種体制の構築	原則として学校、保健センター等公的施設で接種		原則として医療機関に委託
	医療従事者、入院中の患者等は、医療機関で実施		原則として医療機関で接種
予約	原則として市町村で一元化して予約		各医療機関で予約
供給体制	政府が保有するもしくは購入したワクチンの流通を都道府県ごとに管理。		
	原則10mlバイアル(一部1mlバイアルによる供給あり)		原則1mlバイアル(供給開始時は、10mlバイアルによる供給あり)

### Ⅲ 各段階における対策

町行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階毎に実施する対策を記載しますが、実際の対策実施時期はウイルスの病原性・感染力等により町行動計画の想定とは一致しない可能性があることから、段階はあくまで目安とします。

また、町行動計画には、病原性・感染力等が高い新型インフルエンザ等にも対応できるよう、強力な措置を含め対策を記載しますが、実際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、対策の有効性、実行可能性、患者等の人権、社会・経済活動への影響等を総合的に勘案し、対策を選択して実施します。

なお、ウイルスの病原性・感染力等に関する情報が限られている場合は、強力な対策を実施することになりますが、これらの情報が得られ次第、上記を踏まえ、適切な対策に切り替えることとします。

<b>Ⅲ－１ 未発生期</b>
<b>予想される状況</b>
○新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ○海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状態。
<b>対策の目標</b>
○発生に備えて体制の整備を行います。
<b>対策の考え方</b>
○行動計画を作成し、必要に応じ見直しを行います。 ○行動計画を踏まえ、住民への予防接種体制を整備します。 ○新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民に継続的な情報提供を行います。

## 1 実施体制

### (1) 行動計画の作成

町は、特別措置法の規定に基づき、発生前から行動計画を策定し、必要に応じて見直しを行います。〔厚生対策部〕

### (2) 発生に備えた体制整備

町は、推進会議の枠組みを通じ、新型インフルエンザ等対策推進体制を整備します。また、県や指定地方公共機関と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、研修や訓練を実施します。〔総務対策部、厚生対策部〕

## 2 情報提供・共有

### (1) 国内外の情報収集

町は、国の新型インフルエンザ等対策関連情報及び熊本県、水俣保健所等から国内外の新型インフルエンザ等の発生情報を収集します。〔厚生対策部〕

### (2) 新型インフルエンザ等の相談窓口の設置準備

町は、住民からの一般的な相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を行

います。〔厚生対策部〕

### **(3) 新型インフルエンザ等の基礎知識、感染症対策の情報提供**

町は、住民、事業者に対し、新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策について、継続的に情報提供を行います。〔厚生対策部、総務対策部〕

### **(4) 学校等でのインフルエンザ発生状況の把握**

町は、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学校閉鎖等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知します〔文教対策部〕

### **(5) 野鳥・家きん・豚等のサーベイランス(感染症の発生状況の把握)**

町は、町内で、野鳥・家きん・豚等のインフルエンザが発生した時は、県芦北地域振興局及び県城南家畜保健衛所等の関係機関と連携し、適切な対応を行います。〔農林水産対策部〕

### **(6) 要援護者の把握**

町は要援護者（高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児等）で新型インフルエンザ等の感染で生活に支障をきたすリスクの高い世帯の把握に努めます。〔厚生対策部、福祉対策部〕

## **3 予防・まん延防止**

### **(1) 対策実施のための準備**

#### **① 個人における対策の普及**

町は、学校、事業者等と連携し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及及び理解促進を図ります。〔厚生対策部、総務対策部〕

#### **② 地域及び職場における対策の周知**

町は、職場における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策について周知を図るとともに、新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知します。〔厚生対策部、総務対策部〕

## (2) 予防接種

### ① 特定接種

- ア 町は、国が事業者に対して行う特定接種に係る登録作業の周知に協力します。〔厚生対策部〕
- イ 町は、国が行う事業者からの登録申請の受付に協力します。〔厚生対策部〕
- ウ 町は、集団的接種を原則として、特定接種の対象となる職員に対する接種体制を構築します。〔厚生対策部〕

### ② 住民接種

- ア 町は、県と連携して、特別措置法第46条又は予防接種法第6条3項に基づき、町内に居住する者に対するワクチン接種を速やかに行うことができるよう体制を整備します。〔厚生対策部〕
- イ 町は、県、水俣市芦北郡医師会、事業者等と協力し、国が示す接種体制についての具体的なモデルを参考に、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種場所、接種の時期の周知、予約方法等、接種の具体的な実施方法について、具体的な検討・準備を進めます。〔厚生対策部〕
- ウ 町は、人口データを基にワクチンの需要量を算出しておくなど、住民接種のシミュレーションを行います。また、円滑な接種の実施が可能となるよう、以下の事項に留意し、医師会等と連携のうえ、接種体制を構築します。〔厚生対策部〕
- ・ 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
  - ・ 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等の公的な施設）
  - ・ 接種に要する器具等の確保
  - ・ 接種に関する町民への周知方法

### ③ 情報提供

町は、ワクチンの役割や、接種体制、接種対象者などの基本的な情報を住民に提供し、住民接種に関する理解促進を図ります。〔厚生対策部、総務対策部〕

## 4 町民生活及び町民経済の安定の確保

### (1) 要援護者への生活支援

町は、県内感染期における高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見

回り、介護、訪問診療、食事提供等)、搬送、死亡時の対応等について、あらかじめ対象世帯を把握するとともに、その具体的手続きを検討します。〔福祉対策部〕

## **(2) 火葬能力等の把握**

町は、県が整備した火葬体制を踏まえて、火葬の適切な実施ができるよう調整を行います。〔厚生対策部〕

## **(3) 物資及び資材の備蓄等**

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な物資及び資材を備蓄・整備・点検します。〔総務対策部〕

<b>Ⅲ－２ 海外発生期</b>
<b>予想される状況</b>
○海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 ○海外における状況は、発生国・地域が限定的な場合や、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々。
<b>対策の目標</b>
○県内発生に備えて体制の整備を行います。 ○県内発生の早期発見に努めます。
<b>対策の考え方</b>
○海外での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、県内発生した場合の対策について、住民等に対する的確な情報提供を行います。 ○住民に対する予防接種体制整備等、県内発生に備えた体制整備を急ぎます。

## **1 実施体制**

### **(1) 市町村の実施体制**

町は、必要に応じて、対策本部を設置し対策を決定します。〔厚生対策部、総務対策部〕

## **2 情報提供・共有**

### **(1) 情報提供**

町は、県の要請に応じ相談窓口を設置して、住民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。〔厚生対策部〕

### **(2) 情報共有**

町は、県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。〔厚生対策部〕

## **3 予防・まん延防止**



### **(1) 町内でのまん延防止対策**

- ① 町は、住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の感染対策を勧奨します。〔厚生対策部〕
- ② 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう要請します。〔厚生対策部、全対策部〕

### **(2) 渡航者対策**

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生前に、国が感染症危険情報を発出して、不要不急の渡航延期を勧告した場合又は新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航の延期を勧告した場合には、住民に周知します。〔厚生対策部〕
- ② 町は、パスポート窓口等において、海外への渡航者に対し新型インフルエンザ等の発生状況や、感染対策等の情報を提供し、注意喚起を行います。〔厚生対策部〕

### **(3) 予防接種**

#### **① 特定接種**

町は、国、県と連携し、対象職員に対して、集団的接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行います。〔厚生対策部〕

#### **② 住民接種**

ア 町は、特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の接種体制整備の準備を行います。〔厚生対策部〕

イ 町は、県の要請を踏まえ、未発生期に定めた方針に基づき具体的な接種体制を構築します。〔厚生対策部〕

#### **③ 情報提供**

町は、住民に対し、ワクチンの種類、有効性・安全性、接種対象者や接種順位、接種体制など具体的な情報について積極的に周知します。〔厚生対策部〕

## **4 町民生活及び町民経済の安定の確保**

### **(1) 遺体の火葬・安置**

町は、県の要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設の確保等について準備を行います。〔厚生対策部〕

### Ⅲ－３ 県内未発生期

#### 予想される状況

- 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生している状態。
- 県内では患者は発生していない状態。
- 国は緊急事態宣言を行う場合がある。

#### 対策の目標

- 県内発生に備えて体制の整備を行います。

#### 対策の考え方

- 国内外の発生状況について注意喚起するとともに、引き続き、住民等に県内発生した場合の対策についての的確な情報提供を行います。
- 住民接種の早期実施に向けて準備を進め、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

## 1 実施体制

### (1) 緊急事態宣言時の体制

町は、町行動計画に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。〔厚生対策部、総務対策部〕

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報提供

町は、引き続き、相談窓口を設置して、住民の相談に応じるとともに、必要な情報を提供します。〔厚生対策部〕

### (2) 情報共有

町は、県が実施する対策について、メール等により対策の実施理由、プロセス等について情報を共有します。〔厚生対策部〕

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染対策を改めて勧奨します。〔厚生対策部〕
- ② 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔厚生対策部、全対策部〕
- ③ 町は、公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、出入り口、トイレ等への擦式アルコールの設置や、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染対策を講じるよう要請します。〔厚生対策部〕

#### (2) 渡航者対策

町は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔厚生対策部〕

#### (3) 予防接種

##### ① 住民接種

ア 町は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始します。〔厚生対策部〕

イ 町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、町内に居住する者を対象に集団的接種を行います。〔厚生対策部〕

##### ② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

町は、緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。〔厚生対策部〕

### 4 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### (1) 遺体の火葬・安置

町は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔厚生対策部〕

## **(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置**

### **① 水の安定供給**

水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔上下水道対策部〕

### **② 生活関連物資等の価格の安定等**

町は、県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。〔商工観光対策部、総務対策部〕

<b>Ⅲ－４ 県内発生早期</b>
<b>予想される状況</b>
○県内において患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態。
<b>対策の目標</b>
○町内での感染拡大をできる限り抑えます。 ○患者に適切な医療を提供します。
<b>対策の考え方</b>
○県と連携し医療体制や感染対策について周知し、住民への積極的な情報提供を行います。 ○県内感染期に備えて、町民生活及び町民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぎます。 ○住民接種を早期に実施できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施します。

## **1 実施体制**

### **(1) 緊急事態宣言時の体制**

町は、町行動計画に基づき速やかに対策本部を設置し、必要な対策を決定し実施します。〔総務対策部、厚生対策部〕

## **2 情報提供・共有**

### **(1) 情報提供**

町は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。〔厚生対策部〕

### **(2) 情報共有**

町は、メール等により国及び県の対策の方針等の情報を迅速に把握します。〔厚生対策部〕

### 3 予防・まん延防止

#### (1) 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、住民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔厚生対策部〕
- ② 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔厚生対策部、全対策部〕

#### (2) 渡航者対策

町は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔厚生対策部〕

#### (3) 予防接種

##### ① 住民接種

- ア 町は、国が予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施を決定し、接種順位を決定した場合、ワクチン接種が可能になり次第、町行動計画に基づき、住民接種を開始します。〔厚生対策部〕
- イ 町は、接種の実施に当たり、県及び国と連携して、保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、区域内に居住する（住民票を置く）者を対象に集団的接種を行います。〔厚生対策部〕

##### ② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

町は、緊急事態宣言がなされている場合の住民に対する予防接種については、基本的対処方針の変更を踏まえ、特別措置法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施します。〔厚生対策部〕

### 4 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### (1) 遺体の火葬・安置

町は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔厚生対策部〕

## **(2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置**

### **① 水の安定供給**

水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔上下水道対策部〕

### **② 生活関連物資等の価格の安定等**

町は、県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行います。〔商工観光対策部、総務対策部〕

## Ⅲ－５ 県内感染期

### 予想される状況

- 県内において患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

### 対策の目標

- 医療体制を維持し、健康被害を最小限にとどめます。
- 町民生活及び町民経済への影響を最小限にとどめます。

### 対策の考え方

- 対策の主眼を、感染防止から被害軽減に切り替えます。
- 医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人がとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに実施します。
- 町民生活・町民経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を行います。

## 1 実施体制

### (1) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

- ① 町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに町対策本部を設置します。  
〔厚生対策部、総務対策部〕
- ② 町は新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特別措置法の規定に基づく県、その他市町村による代行、応援等の措置の活用を行います。〔総務対策部、厚生対策部〕

## 2 情報提供・共有

### (1) 情報提供

- 町は、流行状況を踏まえ、相談窓口の拡充（時間延長等）を検討します。  
〔厚生対策部〕



### 3 予防・まん延防止

#### (1) 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、町民に対し、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等を強く勧奨します。〔厚生対策部〕
- ② 町は、病院、薬局、社会福祉施設、学校、事業所等に対し、感染対策を強化するよう改めて要請します。〔厚生対策部、全対策部〕

#### (2) 渡航者対策

町は、渡航者への情報提供・注意喚起を継続します。〔厚生対策部〕

#### (3) 予防接種

##### ① 住民接種

町は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。〔厚生対策部〕

##### ② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種

町は、特措法第46条の規定による住民に対する予防接種を進めます。〔厚生対策部〕

### 4 町民生活及び町民経済の安定の確保

#### (1) 遺体の火葬・安置

町は、引き続き、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保の準備を進めます。〔厚生対策部〕

#### (2) 緊急事態宣言がなされている場合の措置

##### ① 水の安定供給

水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。〔上下水道対策部〕

## ② 生活関連物資等の価格の安定等

ア 町は、県及び国と連携し、町民生活及び町民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います。〔商工観光対策部、総務対策〕

イ 町は、県及び国と連携し、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。〔商工観光対策部、総務対策〕

ウ 町は、県及び国と連携し、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれの行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。〔商工観光対策部、総務対策〕

## ③ 要援護者への生活支援

町は、国からの要請に応じ、必要に応じて在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。〔福祉対策部〕

## ④ 埋葬・火葬の特例等

ア 町は、県の要請に応じ、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。〔厚生対策部〕

イ 町は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県からの要請に応じて、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。〔厚生対策部〕

<b>Ⅲ－６ 小康期</b>
<b>予想される状況</b>
○患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ○大流行はいったん終息。
<b>対策の目標</b>
○町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備えます。
<b>対策の考え方</b>
○第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行います。 ○第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供するとともに、情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努めます。 ○第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進めます。

## **1 実施体制**

### **(1) 実施体制**

町は、緊急事態宣言が解除されたときは、町対策本部を廃止します。〔厚生対策部、総務対策部〕

### **(2) 対策の評価・見直し**

町は、関係機関に対しアンケート調査を実施する等により、対策を評価し、流行の第二波に備え、必要に応じて行動計画等の見直しを行います。〔厚生対策部、総務対策部〕

## **2 情報提供・共有**

### **(1) 情報提供**

- ① 町は、県と連携し必要に応じて、情報提供のあり方等を見直します。  
〔厚生対策部〕
- ② 町は、流行状況に応じて、相談窓口を縮小します。〔厚生対策部〕

### **3 予防・まん延防止**

#### **(1) 町内での感染拡大防止策**

町は、町内の流行状況を踏まえつつ、発生後、新たに開始したまん延防止対策を中止します。〔厚生対策部〕

#### **(2) 渡航者対策**

町は、国の方針を踏まえ、渡航者への情報提供・注意喚起の内容を順次見直します。〔厚生対策部〕

#### **(3) 予防接種**

##### **① 住民接種**

町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めます。〔厚生対策部〕

##### **② 緊急事態宣言がなされている場合の住民接種**

町は、必要に応じ、県及び国と連携して、流行の第二波に備え、特別措置法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。〔厚生対策部〕

### **4 町民生活及び町民経済の安定の確保**

#### **(1) 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等**

町は、県及び国と連携し、町内の状況等を踏まえ、町内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止します。〔総務対策部、厚生対策部〕

## 【参考資料】

### 芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成25年3月22日

条例第10号

#### (趣旨)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、芦北町新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 芦北町新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 芦北町新型インフルエンザ等対策本部副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。副本部長が2人以上置かれている場合にあつては、あらかじめ、本部長が定めた順序で、その職務を代理する。

3 芦北町新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

#### (会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定により国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

#### (部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

#### (庶務)

第5条 対策本部の庶務は、住民生活課において処理する。

#### (委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

## 【用語解説】

《あ行》

### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみです。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類されます。（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指しています。）

《か行》

### ○家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥です。なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されています。

### ○个人防护具(Personal Protective Equipment : PPE)及び防護服

エアロゾル、飛沫などの曝露及び偶発的な接触のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいいます。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要があります。

《さ行》

### ○サーベイランス

見張り、監視制度を意味します。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味します。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともあります。

### ○指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共時機関及び、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。（特別措置法第2条に規定）

### ○指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関として政令で定めるもの以外の物で、あらかじめ該当法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（特別措置法第2条に規定）

## ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾患であって、既に知られている感染症の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病に重大な影響を与えるおそれがあると認められているものをいいます。

《た行》

## ○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に、その疾病にり患した者のうち、死亡した者の割合です。

## ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症ですが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがあります。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされています。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されています。

《は行》

## ○パンデミック

感染症の世界的大流行のことです。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指します。

## ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多いです。なお、学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖率、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現です。